



岐阜県政記者クラブ加盟社 各位

令和7年4月24日（木） 岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
子ども・女性政策課	青少年係	河合	内線 3520 直通 058-272-8238 FAX 058-278-2892

～鹿児島県の若者たちと交流してみませんか～ 令和7年度姉妹県青少年ふれあい事業の参加者を募集します

鹿児島県と岐阜県は、宝暦年間に木曾三川の治水工事を完遂した薩摩義士の偉業を機縁に昭和46年7月27日に姉妹県盟約を結んでおり、様々な分野で交流を深めています。その一環として、両県の青少年が交互に訪問し合い、友好関係を深める「姉妹県青少年ふれあい事業」を実施しています。53回目を迎える本年度は、岐阜県の青少年が鹿児島県を訪問する年にあたります。

つきましては、本事業への参加者を下記のとおり募集しますのでお知らせします。

記

1 募集要項

- (1) 募集人数 青年10名程度（令和6年度からの継続参加者を含みます）
- (2) 応募要件 県内に在住または県内の企業、大学等に在籍する18歳から概ね30歳までの方（令和7年4月1日現在。ただし高校生不可）
※本事業は鹿児島県への派遣と岐阜県への受入を2年間で交互に実施しているため、来年度も本事業（鹿児島県青少年の岐阜県受入）に参加いただける方に限ります。
※その他、詳細な応募資格については、県ホームページをご覧ください。
トップ>教育・文化・スポーツ・青少年>生涯学習・青少年>青少年育成>姉妹県青少年ふれあい事業
<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/9345.html>
（「姉妹県青少年ふれあい事業」で検索できます。）
- (3) 応募期限 令和7年5月16日（金）〔必着〕
- (4) 選考方法 書類審査（結果は6月中旬頃に文書でお知らせします。）
- (5) 参加費 1万円
※自宅から集合・解散場所までの往復旅費は別途自己負担が必要です。（事前研修含む）
※事業中に体調不良等により参加の継続が困難だと診断された場合は、保護者またはそれに類する方に迎えに来ていただく場合があります。
※事業が途中で中止となった場合においても原則参加費は返金を行いません。
- (6) 申込書の入手方法 ①県ホームページからダウンロードできます。（上記URLと同じ）
②「3 問合せ先」まで、ご連絡いただければ郵送します。
- (7) 申込方法 郵送にて、以下へ申込書を送付してください。

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1
岐阜県子ども・女性部子ども・女性政策課 青少年係

2 事業概要

- ・ 開催期間 令和7年7月25日（金）～28日（月）（3泊4日）
- ・ 実施内容 鹿児島県の青少年とともに次の行程にご参加いただきます。
鹿児島県庁訪問、史跡訪問、体験学習、野外活動 等（予定）

3 問合せ先

岐阜県庁 子ども・女性部子ども・女性政策課 青少年係

住 所：〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

T E L：058-272-8238

F A X：058-278-2892

E-mail：c11239@pref.gifu.lg.jp

<姉妹県青少年ふれあい事業について>

○目 的

姉妹県盟約を結んでいる鹿児島県の青少年との交流や、双方の歴史・文化や自然の学習をとおして、人生に夢や目標を抱き、自分の行動や言動に責任を持ち、他者との協調性を備えた岐阜県の将来を担う健全な青少年のリーダーを育成することを目的としています。

○主 催 岐阜県・鹿児島県

- 参加者
- | | |
|-------|---------------------------|
| 岐 阜 県 | 青年……10名程度 |
| | 少年……10名程度 |
| | 合計……20名（令和6年度からの継続参加者を含む） |
| 鹿児島県 | 青年……10名程度 |
| | 少年……10名程度 |
| | 合計……20名（令和6年度からの継続参加者を含む） |

※青年：18歳から概ね30歳までの者（高校生を除く）

少年：県内の中学校、高等学校または高等専門学校（1～3年）に在籍する者

○その他

姉妹県である鹿児島県と青少年の派遣・受入を交互に行っていることから、2年間連続参加を原則とします。